

三平代表コラム NO.3

「日本テレビ放送網事件判決（東京地裁平成26年5月13日判決）から学ぶこと」

事件概要としては、うつ病により傷病欠勤等をしていた従業員が、会社に対して復職の申し出をしたところ、拒否されたため、自らが求めた復職可能時より支払われるべき賃金等の支払いを求めた事件である。

本件判決は、「被告が主治医の意見につき、現状のまま原告をビデオラウンジに職場復帰させると再度症状の悪化を招く可能性がある」と理解したこと、その後も、人事局及び現職場のリハビリり入社を経るまで、原告の休職自由が消滅したと判断できないと考えたことは、いずれも相当というべきであり、原告の復帰を認めなかったことにつき被告の責めに帰すべき事由は認められない」と判断した。

うつ病など精神疾患に罹患して、一定期間の休職期間を経た後、会社からみて十分に回復しているとは思われない状況にもかかわらず、主治医による復職可能という診断書を提出し、復職を求めてくるということは、最近は日常的に相談事例としてある事案である。本事案において、会社の主張が認められたポイントは大きくわけて2点ある。

一つは、主治医の診断書の具体的内容について、主治医に問い合わせ、さらに産業医の意見も聴取したうえで判断している事である。医師の所見に対応するには医師の所見で対応することが重要なポイントである。

二つ目は、復職判断として、1か月超のリハビリ勤務の状態を見たうえで、産業医面談・意見聴取という段階を経て、会社としての判断をしているという事である。

主治医の判断を根拠に、復職を求める従業員への会社対応として、リハビリ勤務をさせ、その状況を踏まえて、産業医の意見をもとに会社が復職の可否について最終判断をするというプロセスが重要なのである。